

# 施策目標個票

(国土交通省2-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 過去の実績による傾向を勘案すると、業績指標85については目標に向けて着実に増加しているものの、目標年度での業績目標には到達しないため。また、業績指標86については目標年度において目標を達成していない。さらに、主要業績指標である85は目標に近い実績を示していないため、全体として④進展が大きくないと評価した。
	施策の分析	良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向けた取り組みの支援を行っており、施策の着実な実施により実績値は伸びているが、目標達成のために一層の取り組みが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実、計画作成に対する支援の創設等により、景観計画作成に取組む団体の一層の拡大を図るとともに、歴史的風致維持向上計画の認定団体への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みを推進し、業績指標の一層の増加を目指す。また、第5次社会資本整備重点計画の目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。

業績指標	85 景観計画を策定した市区町村の数*	初期値	実績値				評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
		458団体	518団体	538団体	558団体	584団体	608団体	B
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	86 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	初期値	実績値				評価	目標値
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
31団体		62団体	66団体	76団体	81団体	86団体	B	110団体
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	200	112	137	79	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	46	130	64	-	
		合計(a+b+c)	246	242	201	79	
	執行額(百万円)	114	170				
	翌年度繰越額(百万円)	130	64				
	不用額(百万円)	1	8				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 (室長 竹内 広悟)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

**業績指標 85**

景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)\*

**評価**

B

目標値：約700団体（令和2年度）  
 実績値：608団体（令和2年度）  
 初期値：458団体（平成26年度）

**(指標の定義)**

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

目標設定時における過年度の景観計画策定団体数の推移に基づき設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）：「主要な観光地（原則として前都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく制度の効果的な活用のある方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（3-1（二）⑤）

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章」に記載あり

**【その他】**

観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018（平成30年6月12日）：「主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」（視点1 <景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上>）

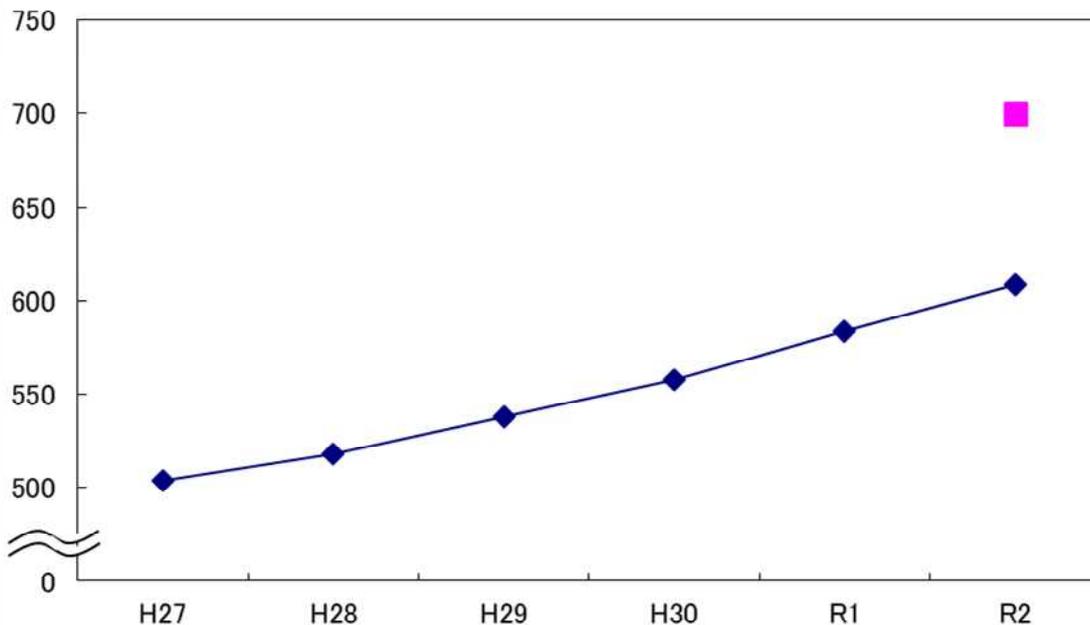
**過去の実績値**

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2
518団体	538団体	558団体	584団体	608団体

(団体)

景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)



## 主な事務事業等の概要

- ・ 景観法の普及啓発及び景観計画の策定推進
- ・ 景観改善推進事業

景観計画の策定・改定、外部専門家の登用やコーディネート活動、景観規制上の既存不適格になる建築物等への是正措置に要する経費への支援といった景観改善の取組を推進する。

予算額：130,000千円（令和2年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

「順調でない」

景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたが目標年度における目標値を下回った。

#### （事務事業等の実施状況）

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等について、各都道府県で実施された行政担当者向けのセミナーやホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発及び地方公共団体による景観計画の策定促進を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたものの、目標年度における目標値を下回ったことから「B」と評価した。
- ・ 景観まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。
- ・ 今後は現在の取り組みを継続するとともに、平成31年3月に作成した「景観計画策定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの取組事例集」等の新たなツールの周知を図り、良好な景観形成のための景観法の活用及び普及啓発等の施策を一層推進することとする。
- ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」と見直しを行い、その目標値を令和7年度末で450団体と設定した。今後、「景観計画策定の手引き」の改定や普及啓発活動の一層の充実に取組むなど施策の強化を図る。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 竹内 広悟）

関係課：

**業績指標 86**

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数

**評価**

B	目標値：約 110 団体（令和 2 年度） 実績値： 86 団体（令和 2 年度） 初期値： 31 団体（平成 23 年度）
---	--

**(指標の定義)**

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村）の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市区町村の数に基づき設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

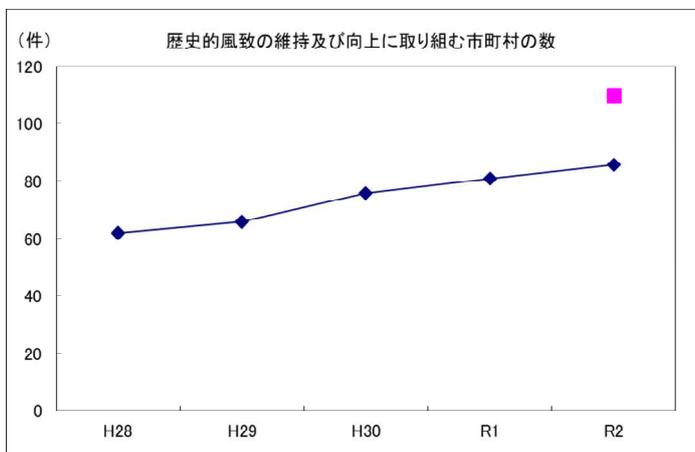
- ・ 観光立国推進基本計画(平成 29 年 3 月 28 日)  
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。」(第 3 1 (二) ③ ア)
- ・ 日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日)  
「広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。」(4 (2) i) ⑦)
- ・ 文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第 4 次基本方針)(平成 27 年 5 月 22 日)  
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。(第 3 1. (6))

**【閣決(重点)】**

- ・ 社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
62 団体	66 団体	76 団体	81 団体	86 団体	



## 主な事務事業等の概要

- ・ 歴史的観光資源高質化支援事業

観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させることを目的とし、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却について、支援を実施する。

予算額：45,000千円（令和1年度）45,000千円（令和2年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

「順調でない」

令和2年度末時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は86、目標年度に達成できていない。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・ 歴史的風致維持向上計画に関するHP（『『歴まち』情報サイト —歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブ—』）を立ち上げ、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。
- ・ 新たに歴史的風致維持向上計画策定を目指す市町村へ向けた手引き及び作成マニュアルを国土交通省HPに掲載を始めた。
- ・ 歴史的風致維持向上計画の効果を伝えるため、計画に位置づけられた事業成果を「歴まちHistory」として国土交通省HPに掲載を始めた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標について、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は、令和2年度末で86団体となっており、目標年度における目標値を下回ったため、「B」と評価した。
- ・ 歴史的まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。
- ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、引き続き「歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数」の指標を設定し、その目標値を令和7年度末で120団体とした。
- ・ 今後の取組みの方向性として、課題を踏まえた歴史的風致維持向上計画に関する各種HPへの掲載を引き続き実施するとともに、更なる情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実等により、歴史的風致維持向上計画作成に取り組む市町村の一層の拡大を図る。また、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図る。
- ・ 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 竹内 広悟）

関係課：